

◎新潟県告示第1306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

令和6年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

新潟県

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 魚沼都市計画下水道事業
- (2) 名称 魚野川流域下水道（堀之内処理区）

3 事業施行期間

昭和59年3月8日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和五十九年建設省告示第四百七十六号、昭和六十年建設省告示第千二百四十二号、昭和六十三年建設省告示第六百九十一号、平成二年建設省告示第二千二号、平成二十三年北陸地方整備局告示第七十二号の事業地のうち新潟県魚沼市四日町字金島及び破間向地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

新潟県魚沼市四日町字金島及び破間向を加える。